資料6-2

# 第 9 期 練馬区高齢者保健福祉計画· 介護保険事業計画

日常生活圏域について

検討資料

令和5年4月19日 第7回練馬区介護保険運営協議会

### 1 現状

- 〇 現在、区内人口約74万人のうち65歳以上高齢者は約16.2万人、このうち、ひとり暮らし高齢者は約5.6万人で約34%、 高齢者のみ世帯の方は約6.1万人で約38%を占めている。
- 介護等の必要なサービスが概ね30分以内に提供されるエリアとして、介護保険法第117条に基づき、各区市町村は介護保険事業計画において日常生活圏域を定めることとされている。
- 日常生活圏域の設定は、平成18年に介護保険法が改正された際、地域包括支援センターの制度とあわせて設けられた。
- 練馬区では、平成18年度に地域包括支援センターを練馬・光が丘・石神井・大泉の各総合福祉事務所内へ設置することとし、あわせて、区民にとっても親しみ深く、分かりやすい体制を強化・充実する方向とするため、日常生活圏域の設定も総合福祉事務所管轄と同一地域で定めることとした。(第3期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成18~20年度))以来、現在にいたるまで日常生活圏域は、練馬・光が丘・石神井・大泉の4圏域としており、各種調査の集計・分析等も、この4圏域を基に行っている。

平成19年度から地域包括支援センター支所を設置(基本の職員配置数は1支所5名)

- 〇 平成30年度に、地域包括支援センター本所4か所・支所25か所の体制を見直しし、全て本所化することにより、地域包括支援センター25か所へと体制を強化した。(基本の職員配置数は1センター7名)
- 平成31年3月に策定した練馬区第2次みどりの風吹くまちビジョンにおいて、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターを、より身近で利用しやすい窓口とするため、区立施設への移転、センターの増設、担当区域の見直し等を進めることとした。
- 〇 令和 5 年 4 月に 2 か所の地域包括支援センターを開設し、団塊の世代が全て後期高齢者となる令和 7 年に向けて進めてきた地域包括支援センター27か所体制が整った。

### 2 課題と取組

- 後期高齢者の要介護認定率は、前期高齢者の約5%に対し約7倍の約35%であり、令和7年以降、団塊の世代の介護 需要の急増が懸念される。
- 〇 今後、団塊ジュニア世代が高齢者になる令和22年には、高齢者人口は約20万人、ひとり暮らし高齢者は約9万人に達する見込みである。
- 介護需要やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、介護サービス事業所との連携に加え、NPO等の様々な地域活動団体との協働を更に推進し、よりきめ細かい地域で高齢者を支える体制を強化していくことが喫緊の課題である。
- 高齢者の8割を占める元気な高齢者を、こうした地域活動団体の担い手としてつなげ、元気高齢者の活躍の場を広げていくことも必要である。

計画期間中に令和7年を迎える第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、

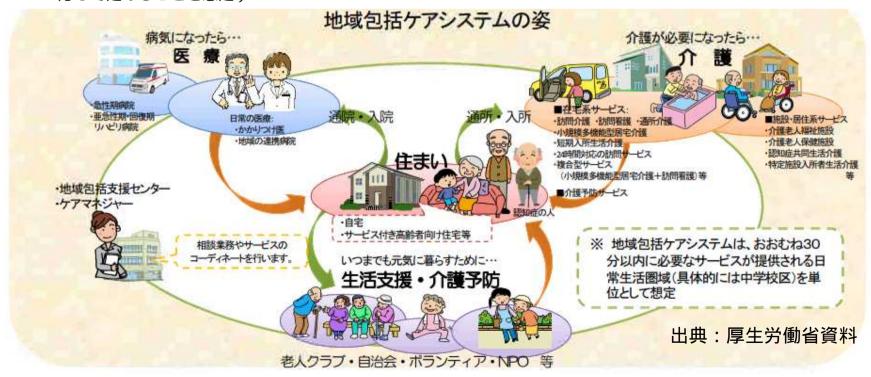
よりきめ細かいエリアで介護サービス事業所や地域活動団体と連携・協働し、地域包括ケアシステムを強化するため、 日常生活圏域の4圏域を見直ししてはどうか。

日常生活圏域をきめ細かいエリアへと見直ししつつ、これまでの4圏域を単位とした、地域包括支援センターや介護サービス事業者、NPO等の様々な地域活動団体の間のつながりを継続・発展できるよう、練馬・光が丘・石神井・大泉の4地区を日常生活圏域の上位の階層として位置づけてはどうか。

### 参考データ

#### 地域包括ケアシステムと日常生活圏域について

- 国は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が 一体的・継続的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進している。
- 「日常生活圏域」とは、高齢者が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情、介護サービス基盤の整備 状況等を勘案し、地域包括ケアシステムを構築する区域を念頭において定める区域である。 国では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される範囲としている。(例えば、中学校区単位等、地域の実情に 応じて定めることを想定)

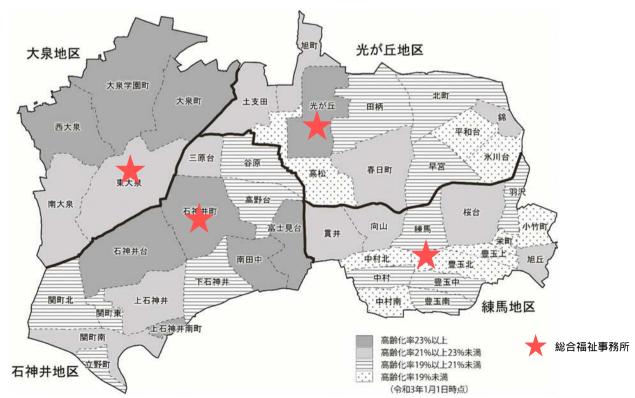


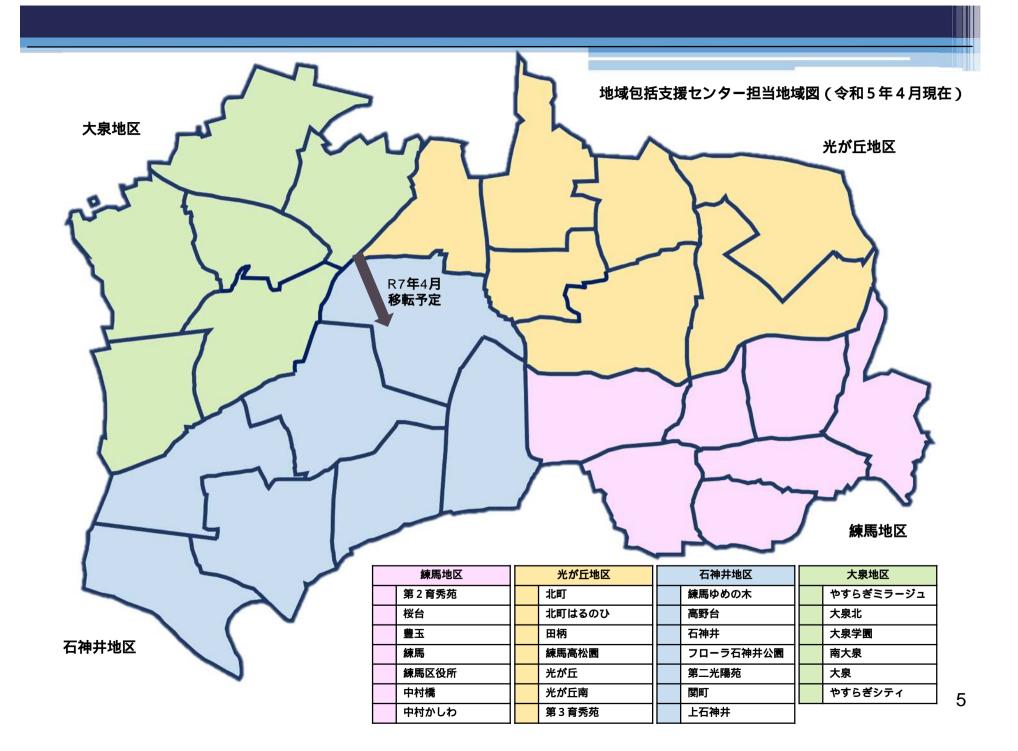
## 参考データ

#### 練馬区の日常生活圏域について

- 練馬区は、福祉施策を効果的に推進するため、練馬、光が丘、石神井、大泉の4か所に総合福祉事務所を設置し、この管轄 と同一の区域を日常生活圏域としている。
- 日常生活圏域より更に身近な地域を「地域包括支援センター担当区域」とし、4つの日常生活圏域の中に地域包括支援センター担当区域を包含している。総合福祉事務所と地域包括支援センターが連携しながら、区民や地域団体、医療・介護関係者等との協働で、高齢者を支える地域づくりを進めている。

日常生活圏域の区分と高齢化の状況





### 参考データ

### 日常生活圏域の設定状況 (特別区)

	区名	高齢者人口	日常生活	地域包括	1 圏域あたり
	<b>L</b> 石	(R3.1.1)	圏域数	支援センター数	高齢者人口
1	千代田	11,222	2	2	5,611
2	中央	25,161	3	6	8,387
3	港	44,186	5	5	8,837
4	新宿	67,514	10	11	6,751
5	文京	43,448	4	8	10,862
6	台東	46,015	1	7	46,015
7	墨田	61,034	8	8	7,629
8	江東	112,835	21	21	5,373
9	品川	82,149	13	21	6,319
10	目黒	55,375	5	5	11,075
11	大田	166,329	18	22	9,241
12	世田谷	185,578	28	28	6,628
13	渋谷	43,148	4	11	10,787
14	中野	67,855	4	8	16,964
15	杉並	120,139	7	20	17,163
16	豊島	57,293	4	8	14,323
17	北	87,212	19	17	4,590
18	荒川	50,143	8	8	6,268
19	板橋	132,310	18	19	7,351
20	練馬	161,380	4	27	40,345
21	足立	171,715	5	25	34,343
22	葛飾	114,217	7	14	16,317
23	江戸川	147,812	15	27	9,854
合計		1,906,258	198	301	301,179
平均		89,307	9	14	13,523

- 特別区には、日常生活圏域数と地域包括支援センター数が 一致している区が7区ある。
- 練馬区は、1圏域あたりの高齢者人口が約4万人と、 台東区の約4万6千人に次いで特別区の中で2番目に多い。
- 練馬区は、日常生活圏域数と地域包括支援センター数の差が一番大きい。
- 日常の地域包括ケアシステムの単位として、日常生活圏域をきめ細かいエリアで設定しつつ、より広いエリアで連携や、各種施策の検討・推進をするための単位として、上位の階層(地区や地域など呼称はさまざま)を設けている事例もある。(新宿、江東、品川、大田、世田谷)